

令和7年度 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者
(短時間勤務会計年度任用職員)の募集

不登校やいじめ等の解消・未然防止のために、児童生徒の心理に関する専門的な知識や技術を有する**スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者**としての勤務を希望する方を募集します。
詳しくは、岡山県教育庁人権教育・生徒指導課までお問い合わせください。

1 職務内容

- 児童生徒へのカウンセリング
- 保護者への助言・援助
- 児童生徒個人、児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
- 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- 不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の助言・援助（緊急危機支援）
- 教職員に対するコンサルテーション
- 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

2 資格等

- (1) スクールカウンセラー（次のいずれかに該当する者）
- 公認心理師
 - 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - 精神科医
 - 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常勤に限る）、助教の職にある者又はあった者
- (2) スクールカウンセラーに準ずる者（次のいずれかに該当する者）
- 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - 岡山県教育委員会が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

3 勤務条件

- (1) 勤務時間等 原則1回3時間45分で週1～5日
勤務日はあらかじめ割り振り、公務の都合により、振り替えることもあります。
学校の長期休業中は勤務時間が減るなど、年間を通じて平均した勤務時間とはなりません。
年間の勤務時間は、予算の範囲内で配当します。
- (2) 報酬等 スクールカウンセラー 時給4,980円（令和6年11月現在）
スクールカウンセラーに準ずる者 時給2,840円（令和6年11月現在）
※交通費別途支給、勤務時間等の条件を満たす場合は期末・勤勉手当・社会保険等対象
- (3) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される
短時間勤務会計年度任用職員
- (4) 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年通して勤務できる方）
- (5) 勤務場所 県内の岡山市立を除く公立の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校等

4 応募・試験

- (1) 希望者は岡山県電子申請サービス（インターネット）から応募して下さい。
岡山県電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action)
- (2) 応募締切は、令和6年11月29日（金）17:00です。
- (3) 詳細は、募集要項をご覧ください。
- (4) 採用試験は、令和6年12月14日（土）、15日（日）、令和7年1月12日（日）のうち、指定するいずれか一日となります。詳細日時については、別途連絡します。

5 その他

- 地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方は採用できません。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

当課ホームページ



電子申請サービス



【問い合わせ先】 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
TEL：086-226-7589 e-mail：sc@pref.okayama.lg.jp
担当：西森（採用試験全般に関すること）
鳥山（SCの業務内容に関すること）
佐々木（電子申請に関すること）